



## 感染防止対策設備を導入する事業者を支援します！ 五所川原市新型コロナウイルス感染症対策設備導入支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、店舗または事業所に対し、飛沫感染対策や換気対策設備等の導入に要する経費を補助します。

### 主な要件

- ▷令和3年4月30日以前に開業し、市内に店舗または事業所があり、事業を営んでいる方(県外に本店等を有する事業者は除く) など

### 主な対象業種(例)

小売業 / 保険業 / 不動産取引業 /  
その他の物品賃貸業 / 専門サービス業 /  
技術サービス業 / 宿泊業 / 飲食業 /  
持ち帰り、配達飲食サービス業 / 旅行業 /  
洗濯、理容、美容、浴場業 / 療術業 /  
フィットネスクラブ / その他の教育、学習  
支援業

\* その他、接客スペース等がある店舗または事業所が対象となります。

### 対象設備・補助率

- ▷令和2年4月1日以降に設置した次表の設備。  
▷1つの店舗または事業所につき各対策1回まで(最大20万円)。  
▷「飛沫感染対策」と「換気対策等」を同時に利用できます。工事請負費も対象になります(消費税および地方消費税は対象になりません)。

	飛沫感染対策	換気対策等
設備	パーティション/ ビニールカーテン/ スクリーン など	空気清浄機(HEPA フィルター搭載)/ エアコン(換気機能 付)/換気設備/サ ーキュレーター/ CO <sub>2</sub> センサー/自動 水栓
補助率	10/10 <b>(上限10万円)</b>	2/3 <b>(上限10万円)</b>

\* 設置基準を満たさない場合や指定の機能がないものは補助金を交付できない場合があります。

### 申請期限

## 7月30日(金)まで

- ▷その他の要件や詳細については、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。  
▷申請様式は、市ホームページからダウンロードできるほか、商工労政課、金木総合支所、市浦総合支所で配布しています。  
▷新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市役所での相談および申請は**予約制**となっています。  
**問い合わせ・申請先**…商工労政課 内線2552

設置基準を満たした事業者には「ごしょがわら積極的感染症対策取組店」のステッカーを配布して、市ホームページにも掲載するよ!



【市ホームページ】

## 市長が活用を呼びかけ!

五所川原原料飲店組合は6月8日、会員や飲食店経営者に対して「五所川原市新型コロナウイルス感染症対策設備導入支援補助金」説明会を開催しました。

説明会では、市商工労政課の職員が補助金の対象となる設備のイメージ写真や理化学研究所が行った飛沫感染シミュレーションの資料を示しながら、制度の概要を説明しました。

市長は「今が踏ん張りどころ。まずは感染対策を積極的に行っていただき、五所川原のお店は安心だということをPRすることで、終息後の地域の賑わいを創出していきたい」と活用を呼びかけました。



説明会の様子